労働基準法等の適用について

- 労働基準法、労働安全衛生法など労働関係法については、原則として派遣元事業主が雇用主として責任を負いますが、派遣先が責任を負う事項があります。労働基準法、労働安全衛生法など労働関係法の主な適用関係は次表のようになります。
- なお、請負の形式による契約に基づいていても、労働者派遣と判断される場合には、同様の責任 分担となります。

	派遣元事業主	派遣先	双方	備考
労働基準法	・賃金 ・年次有給休暇 ・災害補償 等	・労働時間 ・休日 ・休日 ・時間外/休日 ・労働等 ※派遣の36協 定の第一次 時間が可能	・均等待遇・申告を理由とする不利益取扱い禁止・強制労働の禁止	・派遣元の使用者は、派遣 先の使用者が労働者派 造契約に定める就業条 件に従って派遣労働、 等働基準法に抵触する 労働基準法に抵触におする 労働ととは、当該労働者 でしてはならない。
労働安全衛生法	・雇入れ時の安全 衛生教育 ・一般健康診断 等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・総理生 会 衛衛作時教健後等 会 の 育康の 育康の の が 世 世 会 変 衛 ま の 育 康 の の り の り の の り も り も り も り も り も り も り	・派者業者、触に者な 署傷元 は、
男女雇用機会均等法	(右記以外の規定)		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	